

広報

はむら

平成 22 年 4 月 15 日



Main Contents

●お知らせ 1

表紙の写真

はむら花と水のまつり 2010
後期 チューリップまつり
4 月 22 日(木)まで開催中

関東最大級の規模を誇る根がらみ前水田のチューリップ畑。

鮮やかに咲き誇る色とりどりのチューリップを楽しむことができます。

じゅうたんのように広がったチューリップは、地上 3 メートルの展望台から眺めることで、さらにその美しさが引き立ちます。

(写真：平成 21 年 4 月 13 日(月)撮影)

お知らせ

- 新鮮なイチゴとジャガイモの区画売り
- 郷土博物館 企画展「五月人形展」
- 憲法週間行事「講演と映画の集い」
- 男女共同参画フォーラムの実行委員募集
- 子ども手当 受付専用窓口の開設
- このマーク知っていますか？①障害者のための国際シンボルマーク

- 市役所の土・日窓口開庁実施中
- たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれやってる？
- 羽村市次世代育成支援行動計画【後期行動計画】の策定
- 羽村市水道ビジョンの策定
- 羽村市下水道総合計画の策定
- 平成22年度 地価公示
- 学童クラブ2か所を開設
- 羽村市職員人事
- 羽村市社会教育委員の会議答申

- ③ 指定給水装置工事業業者の指定
- ④ 電子調達サービスのリニューアル
- 友愛訪問員の改選
- ⑤ 介護保険料の納め忘れに注意
- 温泉センター割引利用券の配付
- 固定資産税・都市計画税 納税通知書の送付
- 子育てボランティア募集
- 社会福祉協議会から
- ⑥ 施設から（ゆとりぎ・スイミングセンター・弓道場・保健センター）
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩

新鮮なイチゴとジャガイモの区画売り

市内農家が育てたイチゴとジャガイモの区画売りを行います。

自分で収穫した新鮮なイチゴとジャガイモの味は格別です。

春の陽気の中、家族や友達と収穫を楽しみませんか。

イチゴ

収穫時期 5月初旬ごろ

農園所在地 羽加美4-22、栄町2-10

区画数 30区画（先着順）

料金 1区画（40株） 50000円



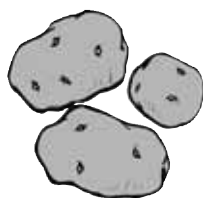
ジャガイモ

収穫時期 6月中旬ごろ

農園所在地 羽加美1-18、羽加美4-20、栄町2-10、緑ヶ丘5-9

区画数 61区画（先着順）

料金 1区画（30株） 25000円



申込み・問合せ 4月23日（金）午前9時

～正午に、直接産業活性化推進室農業観光振興係（市役所西分室）へ

※料金は申込み時に支払っていただきます。

企画展「五月人形展」



年中行事の一つである「端午の節句」は、男児の成長を祝う節句とされ、古来から羽村でもお嫁さんの実家や親戚から鯉幟や武者人形などが贈られる風習がありました。

郷土博物館では、市内の皆さんから寄贈された五月人形飾り（兜かざりや武者人形など）を展示します。また、屋外で鯉幟も展示します。

日時 5月9日（日）までの午前9時～

午後5時（旧下田家住宅は午後4時まで）

※5月3日（月）は、祝日のため開館します。

会場 オリエンテーションホール・旧下田家住宅

入館料 無料

問合せ 郷土博物館 ☎ 558-2561



憲法週間行事 「講演と映画の集い」

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

日本国憲法は、侵すことのできない永久の権利として、国民の基本的人権を保障しています。

5月1日から7日までの憲法週間にちなみ、改めて人権について考えるきっかけとなるように東京都などとの共催で、「講演と映画の集い」を行います。

日時 5月6日(木)午後1時30分～

5時10分(午後1時開場)

会場 ゆとりぎ大ホール

定員 840人(先着順)

※事前の申込みは不要です。

費用 無料

内容

■講演：林家うん平(落語家)

「うん平の人権講話～涙と笑いの人権ばなし～」(午後1時40分)

※手話通訳・要約筆記あり。

■映画：「ディア・ドクター(日本語字幕付き)」(午後3時)

一時保育 対象：1歳～未就学児／申込み：4月20日(火)午後3時までに、電話またはファクスで東京都総務局人権部へ☎03-5388-2588

☎03-5388-1266
問合せ 庶務課庶務文書係

平成22年度

男女共同参画フォーラムの実行委員募集

市では、市民の皆さんと協働して男女共同参画に関する施策を推進しています。

市民を対象とした男女共同参画に関するフォーラム「女と男、ともに織りなすフォーラムinはむら」の企画・運営に携わっていただける方を募集します。

応募資格 男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりに関心のある方

任期 平成23年3月まで

開催日時 主に平日の午後7時～9時

開催回数 年10回程度

※活動は無償で行っていただきます。

申込み・問合せ 電話・ファクス・Eメールまたは直接企画課企画担当へ

☎554-2921

✉s101000@city.hamura.tokyo.jp

ゆづもき窓口 受付専用窓口の開設

市では、子ども手当の支給に伴い、次のとおり専用の窓口を開設し、受付を行います。

期限内に手続きをしない場合は、6月からの支払いができないことがあります。注意してください。

受付日時 4月15日(木)～30日(金)午前9時～午後5時(正午～午後1時・祝日を除く)

※土・日曜日も受け付けます。

受付会場 市役所2階202会議室

対象 中学校修了前の児童(15歳に到達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童)を養育している市内在住の方

(1)中学校2・3年生のお子さんのいる方
(2)所得超過などにより児童手当の支給を受けていなかった方

(3)平成22年4月1日以降、羽村市に転入またはお子さんの生まれた方

※転入・出生の場合は、15日以内に必ず申請してください。申請しない場合は、支給開始月が遅れることがあります。

※平成22年3月31日現在、児童手当の受給者で、現在中学校1年生以下のお子さんのみを養育している方は、申請手続きが不要です。

申請に必要なもの

(1)申請書(申請書が送付された方)
(2)申請者の加入している健康保険証(厚生年金に加入している方)
(3)申請者名義の銀行などの口座番号のわかるもの

(4)印鑑(スタンプ式を除く)
(5)外国籍の方は、外国人登録原票記載事項証明書または外国人登録証明書

※受給要件により、ほかの書類を提出していただく場合があります。
問合せ 子育て支援課支援係



このマーク知っていますか? ①障害者のための国際シンボルマーク

障害のある方が利用できる建築物や施設、公共交通機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。

車いすの利用者を限定して使用するのではなく、すべての障害のある方を対象としたものです。

問合せ 障害福祉課障害福祉係